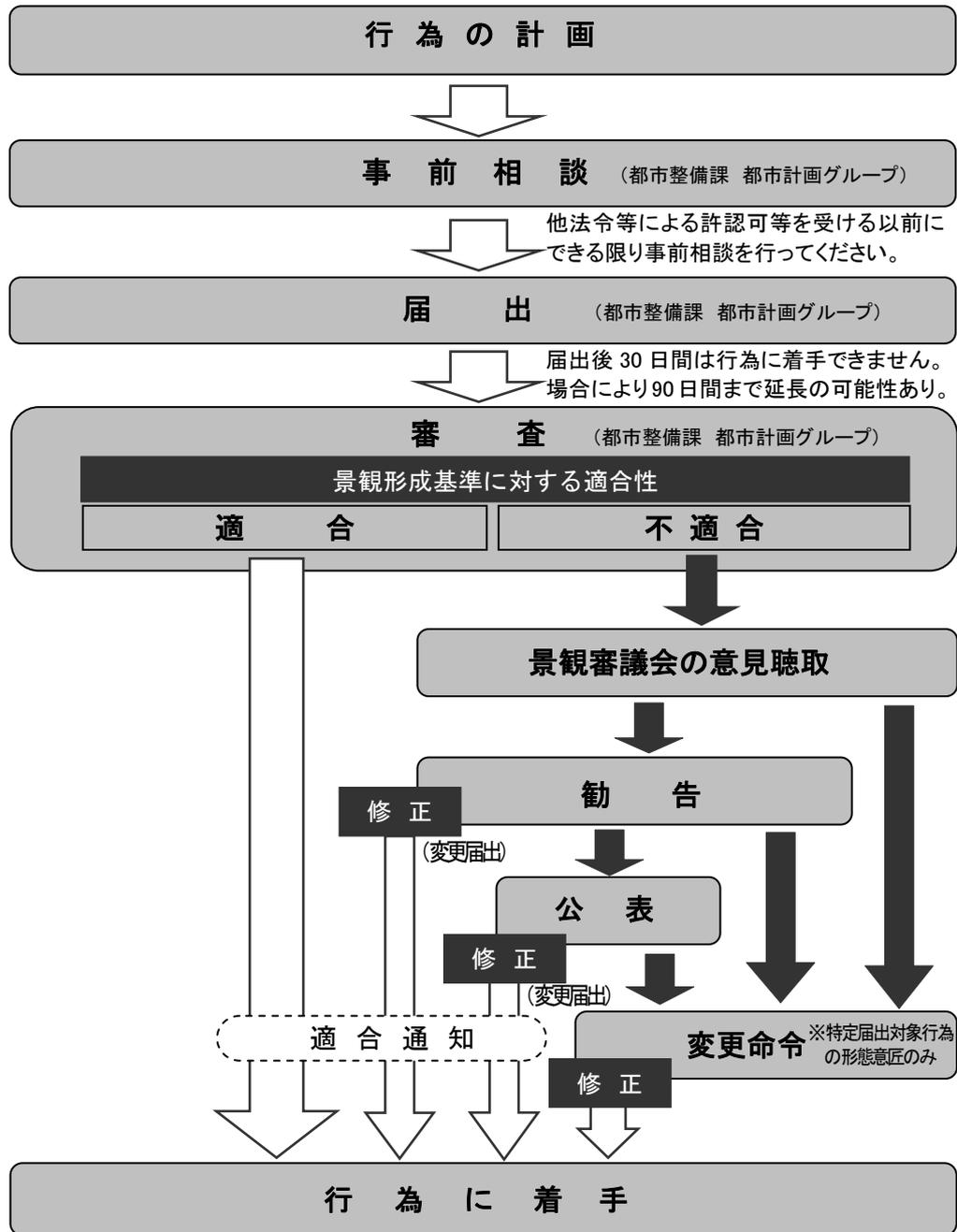


■ 景観計画に基づく届出の流れ ■

亀山市景観計画に係る届出（景観法第16条第1項又は2項）の流れは、次のとおりです。



※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第103条第1号）

※ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第101条第1号）

○景観法、亀山市景観条例、亀山市景観計画に関する詳しい内容については、亀山市ホームページにおいてご覧いただけます。

届出様式のダウンロードも可能です。

●ホームページアドレス

<http://www.city.kameyama.mie.jp>

【お問い合わせ】

亀山市 産業建設部 都市整備課
都市計画グループ

TEL 0595-84-5046

FAX 0595-82-9669

E-mail tokei@city.kameyama.mie.jp